

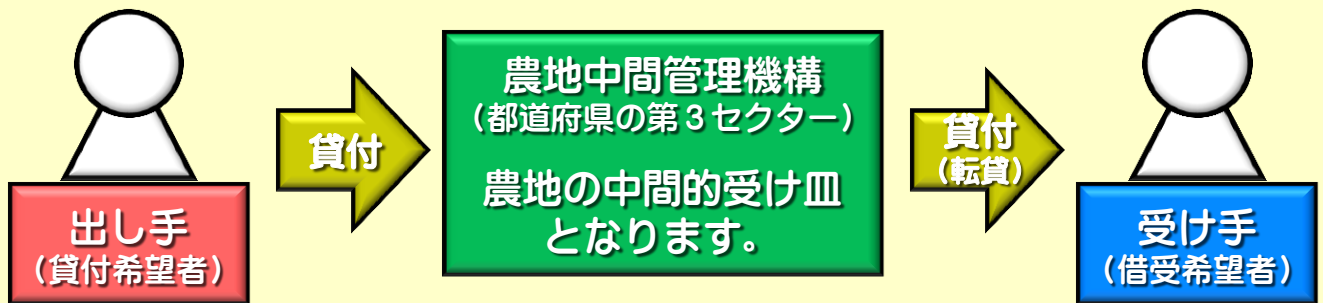
# みなさんの大切な農地を 守りましょう

耕作がされていない農地(遊休農地)は年々増加しています。  
遊休農地の解消のために農地中間管理機構の  
活用を検討されてはいかがでしょうか。

## 遊休農地をそのままにすると

- 再度農地として利用することが困難になります。
- 鳥獣被害の拡大、病害虫の増加が起こります。
- 周辺農地や用水路、排水路へ悪影響を及ぼします。

## 農地中間管理機構について



- 機構は公的機関ですので安心して貸すことができます。
  - 契約期間が終了すれば、農地はお手元に戻ります。
- 農地中間管理機構について詳しくは以下の徳島中間管理機構のホームページをご覧ください。  
<http://www.tokushima-kousha.jp/kanrikikou/>

## 固定資産税の課税強化・軽減について

### 【課税強化】

農業委員会の実施する農地意向調査の結果により、農地中間管理機構への貸付ける旨の勧告をする場合があります。1月1日現在で勧告を受けている遊休農地は固定資産税が約1.8倍に増額されます。

### 【課税軽減】

農地中間管理機構に所有する全農地(10アール未満の自作地を除く)を貸付けされた場合は貸付けの期間に応じ、貸付けた農地の固定資産税が以下の期間2分の1に軽減されます。

- ・10年以上15年未満:3年間
- ・15年以上の場合:5年間

※平成30年1月1日までの貸付けが対象です。

問い合わせ

農業振興課<中間管理機構>

農業委員会<遊休農地>

税務課<固定資産税>

電話:0883-22-2228

電話:0883-22-2227

電話:0883-22-2215

FAX:0883-22-2237

FAX:0883-22-2237

FAX:0883-22-2247